

訴訟・審判準備費用請求書＜刑事・少年共通＞

書式4-B⑦
2024.4月版

弁護士 (登録番号) 提出日 年 月 日
事件番号: 年()第 号 被告人等氏名:

訴訟・審判準備費用として、次のとおり請求します。

総合計	円	・算定上限は3万円 ・被疑者段階で支出した費用は被疑者段階で請求してください。
-----	---	--

診断書の作成料		円
【疎明資料】 ①診断書の写し②領収書の写し		
注意	診断書とは、「医師が自ら診察をし、病名（診断名）が記載され、かつ、診断結果を証明するために作成された書面」です。カルテは診断書には該当しません。また、診断書を作成するための診察料・面談料は対象外です。	
添付した疎明資料からは事件との関連性が明らかでない場合は、関連性について説明してください。 (事件との関連性は次のとおり)		

弁護士会照会手数料(弁護士法第23条の2)		円
【疎明資料】 ①弁護士会宛の照会申出書(本件国選弁護事件に係る照会申出であることが確認できる部分)の写し ②領収書の写し		
添付した疎明資料からは事件との関連性が明らかでない場合は、関連性について説明してください。 (事件との関連性は次のとおり)		

行政機関が発行する証明書の発行手数料 (登記情報提供サービス利用料金を含む)		円
【疎明資料】 ①証明書の写し②領収書の写し		
添付した疎明資料からは事件との関連性が明らかでない場合は、関連性について説明してください。 (事件との関連性は次のとおり)		

前任の弁護士から謄写記録の引継ぎを受けた場合の送料		円
【疎明資料】 着払い伝票の写し		
注意	前任の弁護士(解任前の弁護士、原審・原々審の弁護士)が法テラスから記録謄写費用の支払いを受けている場合に限り、前任の弁護士に記録を返送する際の返送料は算定対象外です。	
引継ぎを受けた場合の送料と謄写料の双方を請求する場合 ☐ 記録の引継ぎを受けた記録以外について自分で謄写した ☐ 引継ぎを受けた記録に汚損・破損等があり、自分で謄写せざるを得なかった ☐ その他(重複謄写せざるを得ない特段の事情があった)→具体的な事情()		
引継ぎを受けた場合は、汚損、破損その他特段の事情がない限り、重複した記録の謄写は避けるよう努めてください。		

判決書謄本交付手数料		(判決書 枚×1枚60円) 印紙額 円
【疎明資料】 ①印紙代の領収書の写し ②謄本の1枚目と謄本認証日(作成日)の記載がある頁の写し。また、印紙代の領収書がない場合は、最終頁も添付。 ・枚数未定の場合は印紙額欄に「未定」と記載して提出。請求額が確定次第、資料及び金額記載の本請求書を追完。		
注意	①調査判決は算定対象外です。 ②控訴等期間内かつ控訴等申立前に判決書謄本の交付申請を行った場合に限る。ただし、弁護人本人が控訴等申立し、かつ控訴趣意書等を作成予定の場合は、控訴等申立後に交付申請をした場合であっても、算定対象とする。 ③少年保護事件の審判書謄本交付に当たって手数料の印紙のちょう用は不要となっていることから、算定対象外です。	